

令和5年7月21日14時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所303会議室に招集する。

1 本会議の委員は以下のとおりである。

No.	所 属	役 職 等	委 員 名
1	下野市立石橋北小学校	校長	齋藤 佳代子
2	下野市立国分寺中学校	校長	塩沢 建樹
3	下野市立南河内小中学校	児童指導主任	高橋 由枝
4	下野市立南河内第二中学校	生徒指導主事	椎名 剛
5	下野市 PTA 連絡協議会	国分寺中学校 PTA 会長	大塚 剛志
6	下野市民生委員 児童委員協議会	下野市民生委員 児童委員協議会長	坂本 栄一
7	弁護士法人ひととのや法律事務所	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	主査	永井 雅之
9	下都賀教育事務所	副主幹	青木 圭
10	下野警察署	生活安全課長	高橋 良輔
11	宇都宮地方法務局	栃木支局長	高松 恵子
12	市民協働推進課	課長	西松 治彦
13	こども福祉課	課長	浅香 浩幸
14	教育総務課	課長	高山 正勝
15	学校教育課	課長	石島 直

- 2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。
下野市民生委員児童委員協議会 下野市民生委員児童委員協議会長 坂本栄一

- 3 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
土田 礼巳 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
佐藤 史昌 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事

- 4 本協議会の書記は、次のとおりである。
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員・事務局紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 会長・副会長挨拶
- 7 事務局説明
 - (1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 8 議事
 - (1) 下野市のいじめ防止等の取組（これまでの取組と今後の方向性）について
 - (2) 関係機関及び団体、学校のいじめ問題への具体的な取組と連携について
 - ① 各学校の取組と現状について
 - ② 関係機関及び団体の取組と連携の方法について
 - (3) いじめ問題対策についての意見交換
 - (4) 本日のまとめ
- 9 事務連絡
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 10 閉会

議事

塩沢会長

これより議事に入る。はじめに議事を進行するにあたり、委員の皆様を確認させていただく。先ほど事務局より「基本的に公開」との話があった。この後、皆様にお話し

いただく中で、個別の事例等に触れることが予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で非公開とすることとし、それ以外の部分については、このまま公開としたいと思うがよろしいか。

全員

よい。

塩沢会長

本日は、傍聴者はなしとのことなので、後ほど HP に議事録を載せることとする。
この後の進め方は、まず事務局より下野市のいじめ問題の対策の現状について説明を願い、その後、事前に事務局より案内のあった点について、委員の皆様からお話しいただきたいと思う。
では、協議を進める。
はじめに、事務局より下野市のいじめ防止等の取組について説明願う。

事務局（佐々木）

「下野市いじめ防止基本方針」をご用意願う。
下野市では令和 3 年 1 月に下野市いじめ防止基本方針を策定し、それまで行ってきたいじめ問題に対する取組を一層充実させていくこととした。
本協議会もその方針を受けて常設され令和 3 年度より開催されている。
第 1 回開催時にはその方針についての説明をしたが、今年度は委員改選の年であり、継続して委員を引き受けていただいた方が 6 名、第 1 回から出席いただいている方に限ると 3 名となっている。そこで、本日は改めて基本方針を中心に市の取組について説明する。
本方針は、全部で 7 章構成となっている。
1 章が いじめについての基本的な考え方と市の組織について
2、3 章が、市の考え方と施策
4、5 章が、学校の組織と施策
6 章は、特に重大事態と呼ばれるいじめ事案への対処
7 章は、取組の評価と検証の仕方
といった構成になっている。
私からは「市の取組」として、特に 1 章から 3 章を中心に話す。
はじめに、2 ページの「1 いじめの定義」をご覧いただきたい。こちらは基本方針の基となる「いじめ防止対策推進法」にある定義である。
3 行目の終わりに「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とある。これは、社会通念上イメージされる「いじめ」、たとえば、力の差がある、

継続的である、意図的である、などより、とても広く「いじめ」を捉えることを示している。そのように広くいじめを捉えることで、いじめを小さなうちに早めに発見、対応するという意味が込められている。

2 ページの枠囲み部分をご覧ください。下野市の三つの基本理念を示している。

一つめ 学校の内外を問わずいじめをなくすこと

二つめ いじめをしない・させない・見逃さない 正しい判断のできる子どもを育成すること

三つめ 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の基に組織的にいじめ問題を克服することである。

3 ページの上の2行をご覧ください。「いじめ問題を克服する」ために、その過程を大きく、未然防止の段階、早期発見・早期対応の段階、解消に向けた取組の段階、の三つに分けて考えて取り組んでいる。

2 章・3 章・5 章にある市及び学校の施策も①から⑤の項立てがされている。

項立ては、①未然防止、②早期発見、③対処、④家庭や地域との連携、⑤関係機関との連携である。

4 ページの2 章、④と⑤をご覧ください。4 ページ2 章の「4」「5」にあるように、市として「地域とともにある学校づくり」を進める中で、家庭や地域・関係諸機関と一層連携を図って、社会全体で子どもたちを見守っていく必要がある、と市の考えを示している。

続いて、3 章では市の具体的な施策を掲載している。

1 (1)にあるように、下野市では継続的・系統的に指導をするために小中一貫教育に力を入れている。

また(3)にあるように、リーフレットを毎年配布し、情報モラルの観点からいじめの未然防止に取り組んでいる。

4 (3)、5 (1)には、本協議会の役割についての記載がある。

4 章、5 章は学校に関わる内容で、法の考え方を集約して示している。

市では、学校に対し年に2回、全学校の児童・生徒指導担当者を集めての研修を行い、いじめ問題への対応に一層確実に取り組んでいただくように働きかけている。「法や基本方針で述べられていることを行うことが、大きなトラブルを防ぎ、結果的に子どもや保護者、先生のためになる」と思って取り組んでいただくようお願いしているところである。市教育委員会としても、基本方針の策定を契機として、情報共有をより密にできるように仕組みを整えた。

そして何より、子どもや保護者に寄り添った対応を学校にお願いしているところである。本協議会での内容も研修等で共有し校内へと広めてもらっている。令和4年度からは、本協議会で提案された「いじめ防止強調月間」を6月と11月に設け、学校ごとに工夫した取組がなされている。

本方針は「下野市全体としていじめをなくしていきたい」という思いが詰まったものとなっている。本協議会の常設もその一つである。

基本方針策定からこれまでは早期発見・早期対応と対処に重心を置いていたが、今後は未然防止にも一層力を入れていきたいと考えている。

未然防止については、学校と本日お集まりの皆様との連携がより効果を発揮するところであると考えている。

委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、本協議会を中心に関係各機関と学校でさらに連携を強化し、市全体として「いじめをしない・させない・見逃さない」子どもの育成に取り組んでいきたい。

以上で説明を終わる。

塩沢会長

疑問点はないか。

続いて（２）関係機関及び団体、学校が行っているいじめ問題への具体的な取組と連携について意見交換を行う。

本日の協議会の目的は、条例第４条にあるように、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため必要な事項について協議すること」、「関係機関及び団体相互の連絡調整を図ること」である。

まず、学校所属の委員の皆様より、

①各学校で行っているいじめ問題への取組

②学校現場で起きているいじめ問題及びいじめ対応の現状について

その後、関係機関や団体の委員の皆様には

①関係機関及び団体が行っているいじめ問題への取組

②いじめの未然防止や発生後の対応について具体的に学校や他の機関、団体とどのように連携できるかについて

皆様の発表後、質問や意見をいただく。一人３分を目安にお話しいただきたい。

齋藤副会長、私、高橋（由）委員、椎名委員、大塚委員、坂本委員、田中委員、永井委員、青木委員、高橋（良）委員、高松委員、西松委員、浅香委員、高山委員、石島委員の順でお願いしたい。

齋藤副会長

下野市の「いじめ防止強調月間」に関わる取組について、お伝えしたい。

昨年度１１月、本年度６月に取り組んだ内容についてお伝えする。

まず、昨年度１１月に関しては、校内だけでなく石橋中学校区の小中一貫教育、あるいは子ども未来プロジェクトという小学生と中学生の会議をつなげていくということと多方面の人との関わりを中心に行った。

一つめは、小中一貫教育の道徳部会というチームでの取組で、道徳の授業を「親切」、「思いやり」、「友情」、「信頼」という内容項目を中心に実施し、子どもたちの振り返りなどを中心に掲示し、見える化した。

二つめは、いじめに関する授業の実践として、文部科学省が作成したいじめに対する理解を促す動画を視聴し、子どもたちの間で出てきた意見に基づいて話し合い、決めた行動目標について各学級から発表し、学校全体の行動目標を作成した。

三つめは、人権集会として人権週間も合わせて取り組んだ。石橋中学校区の中学生と小学生で子ども未来プロジェクトの会議を開き、そこで「いじめをなくすためには」ということで話し合いをし、それぞれの学校の意見を交流し本校に持ち帰り、本校の人権週間で行動目標を発表した。これらが昨年度の実践である。

本年度の「いじめ防止強調月間」では、6月に「こころを育てる月間」と称し、主に2点実施した。

一つめは、石橋中学校区の小中一貫の特別活動部会と連携して学級力アンケートを実施し、学級内で改善点を話し合った。

二つめは、教育相談の充実である。小学校の場合には主に担任がクラスの子どもたちと関わるため複数の目でいじめを見逃さないよう、ダブルチェックの教育相談を実施した。

具体的な内容については、教育相談の前に行う事前アンケートを担任のみならずブロック単位の職員で目を通し、教育相談終了後の記録等についても児童指導主任や教育相談担当者がダブルチェックをし、いじめの見逃し防止に努めた。

以上が、「いじめ防止強調月間」昨年度と本年度の内容である。

その他、年度当初に児童指導担当者により「いじめ問題に対する基本方針」を職員全員で共有したり、職員会議や週1回の打合せの時に必ず児童に関する共通理解を図ったりしている。

特に、校務支援ソフトで日々子どもたちの様子を記録し、全職員が目を通すことで、全児童を教職員全員で育てようという体制を取っている。以上のようなことが1年間の主な取組である。

さらには、毎年行っているQ-Uテストを6月と10月に実施し、6月に実施したものについては、スクールカウンセラーと検討会を行い今後の対策を考えている。

塩沢会長

私から国分寺中学校の取組について、1点目に学校全体として1年間を見通した月ごとの取組についてお話ししたい。

4月は年度当初のため、教職員に対していじめ問題に対する職員研修と配慮生徒の情報共有を行っている。生徒に対しては、いじめに関する全校集会、学年集会を行い、学校ホームページにいじめ防止に関する情報発信をしている。

5月は連休があり、中学校はこの時期にいじめなどの事件が起こることがあるため、連休前に必ず学年集会を行っている。また、入学や進級後ちょうど1か月が経ち学校に慣れてきたところであるため、1回目の生活アンケートを取ったのち全学年で教育相談を実施している。

6月は下野市のいじめ防止強調月間であるので、いじめ防止のスローガンを確認したり、いじめについての啓発を行ったりしている。今年度は「わたしのいじめゼロ宣言」と題して全クラスが宣誓を廊下に掲示した。また、第1回Q-Uテストを実施し、学校生活における子どもの満足や意欲、学校集団の状態を見るようにしている。

7月には、昨今よく話題に上がるSNSを題材に、「携帯電話安全教室-ネット社会の歩き方-」を生徒と保護者に見ていただき、夏季休業前の全校集会で改めて指導を行った。

8月は進路のみならず生活面を含めた面談を行う予定である。10月には全学年で三者面談の実施、11月にはいじめ防止強調月間で2回目の生活アンケートと第2回Q-Uテストも合わせて行う予定になっている。12月には冬季休業前の生徒指導として休業前の教育相談を全学年で行っている。2月には学校生活アンケートを行い、クラスでの子どもたちの1年間の様子を見ている。

その他の活動として、毎週火曜日に生徒指導委員会を開いている。校長、教頭、生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、特別支援の主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカーが参加し、情報交換やいじめ等の対応について話し合う場を作っている。さらに、毎月、生徒指導主事から「生徒指導通信」を出し子どもたちと保護者へ向けて啓発をしている。また、月2回程度スクールカウンセラーによる面談を行い、生活アンケートなどで悩みがある生徒についてはカウンセラーに繋いでいる。必要な場合には、市のこども福祉課や児童相談所、警察などにその都度相談をし、関係機関との連携を図っている。

2点目、学校現場で起きているいじめ問題及びいじめ対応の現状について話す。最近ではLINEやSNS関係のものが増加している。LINEグループでの発言や写真投稿を原因としたトラブルも発生している。投稿してから24時間で消えるInstagramのストーリー機能において、画面をスクリーンショットすることが原因となっている。また、SNSを原因としたトラブルの中で、当事者双方が加害者・被害者となる場合がある。小学校の頃から始まっていたなど、トラブルの始まりが分からないため指導が難しいケースもある。さらに、当事者双方の保護者が関与してくるケースも増えている。事案によっては専門の方々から知識やアドバイスをいただきたいと考えている。

高橋（由）委員

本校は義務教育学校として昨年度開校し、今年度2年目を迎えた。今年度は1年から

9年まで前期課程・後期課程区切りなく、全学年で情報を共有することを意識して活動をしている。

1点目として、全教職員が児童生徒の発する危険信号を見逃さず見守るという意識をし、校務支援ソフトで日々のこまめな記録を実施、1年生から9年生までの記録を全教職員が毎日目を通すことができるようにしている。

2点目として、毎週金曜日に児童・生徒指導部会を開催している。管理職、児童・生徒指導部員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが集まり、配慮児童生徒の共通理解を図ったり、最近少し様子が変わった、元気が無い、時々気分が乗らず欠席になる、人間関係が変わった等、気になる児童生徒についての共通理解を図ったりしている。

合わせて、全教職員で配慮が必要な児童生徒をどのように支援し見守っていくかということを確認している。義務教育学校の良い点として、児童生徒の人間関係や家族関係、過去の人間関係の変容などを非常に把握しやすい点がある。9年生のことを1・2年生のときから知っている教員が複数おり、人間関係や家族関係のみならず、現在に至るまでの成長の過程も把握できるという意味では、非常に児童・生徒指導しやすい環境にあると思う。そういったことをもとに、前期課程・後期課程でそれぞれに情報伝達、共通理解を図っている。

3点目として、いじめ防止強調月間を同じく年2回、6月と11月に行っている。Q-Uテスト、「心のアンケート」調査を実施した後、教育相談を行っている。また、1年生から9年生まで全学年集まっていじめ防止集会を行っている。教員主体ではなく生徒会主体でいじめ問題の解決について主体的に考える内容の集会である。この集会を受け、各学級で学活の時間等を使い、学級単位でそれぞれの発達の段階に応じた話し合いをし、学級代表が全学年の集まった場で話し合いの結果を共有、児童生徒が主体的に取り組むように育成を行っている。さらに、1年生から9年生までの全校での共遊や全校清掃など、児童生徒が触れ合う機会を多く確保している。

続いて、学校でのいじめ問題の現状について話す。義務教育学校全体として、前期課程・後期課程にかかわらず「その場、その時の場当たりの言動」が非常に多い。たとえば、ひやかしやからかい、SNS上での悪口の書き込みなどである。特にSNS上の悪口の書き込みは、名前は伏せているが関わっている子が読むと誰のことなのか分かる書き込みの仕方をしていることがある。また、オンラインゲームの中での個人攻撃も発生している。戦闘系のオンラインゲームの中で特定の個人を徹底的に攻撃する、攻撃をしながら暴言を吐くというものであり、攻撃を受けた児童生徒にとってはいじめと受け取られるようなものもある。

今まで仲がよかった友達が、急に距離を取るようになった、無視していると取れるような行動を取るといった事案も上がっている。

場当たりの言動の背景に、これまでの人間関係やいじめとしては表出してこない

ようなトラブル、たとえば気が合う・合わない、長年の学校生活でのずれなどが関係している。被害者・加害者双方からよく話を聞き、考えさせる指導を実施している。また、保護者に寄り添いながら連絡を取り合い、事案によってはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに繋ぐ対応をしている。そのような細かい情報も全教職員で情報共有して対応する体制を整えている。

学校いじめ防止対策会議も組織されており、いつでもケース会議が設けられるようになっている。

椎名委員

本校を中心として学区全体、市全体として大きく三つである。今回の「いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、今まで以上に根拠と理念をもって市内・学区内全体として統一して指導に当たることができるという強みを実感している。

年度初め、授業参観や保護者会等の機会で、「お子さんの気になる点や生徒に不安が見られた際は、必ず学校に連絡してください。学校は必ず対応します。」と保護者に打ち出そうと、学区内で発信している。

また、市のいじめ防止基本方針を受け各学校で作成している「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公開している。

本校は、祇園小学校・緑小学校・南河内第二中学校からなる南河内第二中学校区に所属している。昨年11月から正式に6月、11月に市のいじめ防止強調月間が位置付けられたため、これまでいろいろな部門で行っていた取組を6月・11月に合わせて実施することで、より明確に意味付けされた活動となり、深まりを感じている。たとえば、南河内第二中学区では6月の強調月間に合わせて統一した方針を打ち出し、学区内の小・中学校が合同で進めていくこととした。1点目が「いじめは絶対だめ」の再認識をしよう、2点目がいじめを生まないあたたかい学校の雰囲気高めよう、である。小中一貫した取組が行えているという部分は強みであるとする。

本校の取組に移る。本校でもこれまでいじめアンケートを年3回、教育相談も実施してきた。今年からはそれらを6月に合わせて実施した。教育相談に先立って学校生活アンケートを行い、子どもたちには自分の言葉で記述し発信してもらった。Q-Uテストや小中一貫での取組、学級力向上アンケートも6月に実施し早期発見の場を増やした。

年間を通しての取組に移る。週に1回の生徒指導部会等を開催しているが、これは学校いじめ防止等対策会議を常に兼ねており、各種上がってきたいじめ事案等の対応をしている。また、緊急性の高い事案がある場合には不定期でも開催し早期対応を心掛けている。

続いて、学校現場で起きているいじめ問題及びその対応の現状について話す。本校を例に話す。本校はここ4年間、毎年10件前後が「いじめである」の認知が続いてい

る。内訳の1位は冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが7割、2位はパソコンや携帯電話等で誹謗中傷される、嫌なことをされるで、こちらが全体の3割を占めている。あくまでも発見し認知した10件であり、実際にはもっと相当数があるということは心得ている。

具体的な対応の部分について話す。本校の学校いじめ防止等会議では積極的に「いじめである」の認知をし、上がってきた事案のほぼ100%が「いじめである」と認知されている。積極的にいじめであると認知した後は、被害生徒・加害生徒双方の保護者への連絡を徹底している。

またSNSについては、動画・写真の無断アップロード、Instagramのストーリー機能に投稿された悪口等の記載をスクリーンショットし友達に「こんなこと言われていたよ」と伝えることでトラブルになる事案が多い。

今年度の夏季休業前の全校集会では、「注意しなさい」からもう2歩踏み込み、具体的に起こっている問題とその対処法を伝える指導を行った。子どもたちがすでにSNSアプリ、携帯電話、スマートフォンを持っていることを前提、使用していることが前提とした指導を行っている。

実際の指導の場面で特に注意している点は、生徒への事実確認や聞き取りを行う際は必ず複数の教員が立ち会うことである。謝罪については、加害者側の生徒から申出があり被害者側の生徒がそれを受理した場合に教職員複数が立ち会って実施することを徹底している。記録は、事実の記録を迅速に行うことを心掛けている。

最後に、子どもたちに対して「信頼できる大人につなぎなさい、信頼できる大人に相談しなさい」と伝えている。「助けて」と言える力、援助希求能力が求められる昨今、困ったときには積極的に相談を、ということ強く発信している。

大塚委員

私は各学校の先生方が発表されたような体系的・組織的な取組は申し上げられないが、家庭としての取組として子どもの様子をよく見て、学校から帰ってきたときの小さな変化に気が付くという点について話したい。

親が気付く、もしくは子どもたちから言ってもらえるようなフランクなコミュニケーションを取りやすいような環境を作るといったところが最も大切である。大人が気付くか、本人から申出があるか、というところである。もし、そのような経緯でいじめを認知した場合は、大人として本気で対応するという姿勢を見せてあげることが、より信頼関係に結び付くと考えている。

我々保護者が最初に相談するのは、担任の先生である。先生方がお忙しいということを重ね承知しているため、どこまで相談していいかというのが悩ましいところである。しかし、最初の窓口として担任の先生方に相談し、子どもたちを守る、大人として真剣に取り組む、という姿勢を子どもたちに感じてもらうようにしている。

事務局（佐々木）

本日欠席の坂本委員の意見を代読させていただきます。

下野市民生委員児童委員協議会は、5月10日の総会で、直接いじめ問題と関係ないかもしれないが、ヤングケアラー研修会を全員に実施している。いじめと家庭環境とは大きな関わりを持っていると考えられるためヤングケアラーへの取組がいじめ問題への取組につながると考えている。

学校との連携について、以前は学校との懇親会・情報交換会を下野市民生委員児童委員協議会と学校の先生方とで学校区ごとに行っていたが、コロナ禍があり直近3年間実施できていない。コロナが5類に移行された今年は以前よりは縮小してすでに何校か訪問し、情報交換を進めている。また、通学路の見守りにも参加している。

田中委員

今年度中の動きは、係争案件が1件継続、相談案件としては何件かあるが紛争までには発展せず今のところは静かな状況である。研修の依頼であるが本年はまだ無いという状況のため、今のところは静かな年度になると感じている。

これは感想であるが、椎名委員から報告いただいた積極的ないじめとしての認知は、私としては理想的に動いているという印象がある。おそらく他の3校の委員の方もいじめとしての覚知件数を、いじめ防止対策推進法の枠で行くといじめの範囲が広くなるという発想で事案を把握され、対応されていると思うが、椎名委員のような流れで対応していただくと、こちらも仮に何か問題が起こったときの検証がしやすいという印象を受けた。

私の印象として、いじめのレッテルを貼られることで、被害者も加害者も重く受け止めてしまう、特に加害生徒の親御さんがショックを受けてしまう。おそらく先生方もお気づきかと思うが、いじめにも差がある。

よく出す例は、「恋人に振られてしまって不登校になった、これはいじめか」というものである。いじめ防止対策推進法ではいじめになる可能性がある。このような事案からさらに重大な事案まで、案件の取り扱いごとにいじめのレッテルの貼り方が適切なのかを考えることがある。いじめのレッテルを貼ることでかえってこじれてしまう事案もある。法律がそのような規定取りをしているが、状況によってはいじめよりも柔らかい表現での事案対応をしていかないと、加害生徒の保護者にきつい印象を与えてしまう可能性があると感じている。

椎名委員がされているという事実の記録をそのままご提供いただくと、何かあったときのこちらへの橋渡しとしては非常に助かる。それから、他の先生方もおっしゃっていた週1回の検討会議の、具体的な、どんなことをされているのかというのを教えていただきたい。

永井委員

まずは県南児童相談所の組織について説明させていただきたい。児童相談所は基本的に三つから成り立っている。一つ、主に虐待に関する初期介入や関わりを持つ虐待対応課。二つ、主に保護者からの養護相談、虞犯、非行に走ってしまうお子さんの養育に苦慮している保護者への対応をする相談調査課。三つ、心理士が保護したお子さんに関しての心理検査、療育手帳の取得に当たる検査などの部分で関わる判定指導課である。

私が所属する虐待対応課の視点からいじめ連絡対策協議会の内容について話す。結論から言うと、虐待対応課、児童相談所としていじめ問題と直接的に関わることは困難であると考えます。虐待に関わる中で、いじめの主に加害者になる場合には、そこに必ず家庭背景があることを感じている。養育環境が原因となり子どもたちが人の気持ちを考えずにいじめのような行動に走るからである。虐待家庭に介入する際には、手を出す・むやみに怒鳴る・乱暴な言葉を使うといったことは子どもが必ず聞いており、学校などでそういったものが出てしまい、いじめの加害者・被害者になることがあると保護者に伝えている。これが児童相談所にできる未然防止である。

続いて、いじめ事案を児童相談所で聞き取った場合については、学校でいじめを認知し手厚く対応していると存じているため、いじめの話が出たら傾聴のみという対応を取っている。保護者の話に「こうですね」、「それは学校が悪いですね」と言ってしまうと、その情報を持って学校に行ってしまう可能性が非常に高い。「児相ではこう言っていましたよ、先生」となると、学校が積み上げて対応してきたものを一気に崩してしまう危険性が非常に高いので、児童相談所としては傾聴し、そこで得た情報を学校に伝えるという対応を取っている。それによって、学校では聞き取れなかった保護者の思いを受け取り、学校に伝えることで、その後の学校の対応に役立ててほしいと思っている。児童相談所をあげていじめ防止に向けてリーフレットを配付したり、呼び掛けをしたりというのは直接行っていないのが現状である。

青木委員

下都賀教育事務所が行っているいじめ問題への取組について話す。

下野市の各学校の設置者である下野市教育委員会、それから学校の先生方の支援のために、人的支援事業の部分では四つ、スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールロイヤー活用事業、それからスクールサポート推進事業がある。

続いて、問題行動等未然防止プログラム事業、ネットトラブル未然防止事業がある。いじめ・不登校等相談ダイヤルを紹介するリーフレットを下都賀管内の小・中・高の生徒に配付し、何かあったときは下都賀教育事務所いじめ不登校等対策チームに電

話できるようにしている。また、研修会や学校訪問での指導・助言という形で話をし
て学校と関わっている。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがどのような視点で介入する
かによって、未然防止の視点が主になったり、早期発見・早期対応の視点が主になっ
たりするが、未然防止の視点において学業指導の充実について常々話している。

未然防止とは特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象として指導してい
くことである。学びに向かう集団づくりと子どもが意欲的に取り組む授業づくりを
具体的に行動レベルでまとめているのが学業指導と考えることができ、県教育委員
会として出しているものである。学校の先生方には児童生徒に対して非常に手厚い
指導をしていただいているが、これが学業指導につながっているということ、意識
的に行っているところは少ないように感じている。先生方が行っていることを価値
付け、より意図的に行っていくことで子どもの自己有用感・自己存在感の育成につな
がり、結果的に学級の安全・安心感が高まり、いじめ・不登校等が起こりにくい環境
になるような学業指導をお願いしている。

高橋（良）委員

下野警察署として、まず1点目、情報発信として直接いじめに関するチラシを作るよ
うなことは通常はないが、その他の防犯チラシの中に、最近だと SNS の使い方によっ
ては加害者にも被害者にもなる可能性があるといった内容を取り入れている。

「4つの大丈夫(学校教育課作成の情報モラルリーフレット)」と重なる部分もある
が、昨年は、防犯協力団体の方と SNS の使い方に関するパンフレットを作り、子ども
が被害者に限らず加害者にもなり得るということを、内容によっては自分が加害者
になる可能性があることを発信していた。

その他、警察の方でルリちゃんの安全メールとして犯罪の発生状況等を発信してい
るので、今後いじめ防止強調月間などの機会にいじめ等の内容を入れて発信できれ
ばと考えている。

2点目、学校や放課後児童クラブ等での防犯講話を実施している。また、薬物乱用防
止の講話の依頼を中学校から受けることあるが、そこでもいじめ問題を盛り込みな
がら行っている。

3点目、事件対応の面で、いじめ関係の事案について直接警察で事件対応をしている
ものは今のところなく、それが一番よいが、実際に今回の基本方針という重大事態、
生命・身体に関わるような重大事案が発生する場合には、警察でも積極的に事件化を
図り、子どもの安全を守るという形で対応したいと考えている。

その他については、直接いじめ問題の対策としてやっているものではなく、普段から
要保護児童対策協議会において、虐待関係で学校の先生や児童相談所、役場の方々と
定期的に集まり会議をしたり、場合によっては不定期に集まり家庭に問題を抱えて

いるようなお子さんについてケース会議を行ったりして、その中でもしいじめに発展するような状況が認められれば連携して対応している。

また、警察の方に親御さんから子どもに関するいじめの相談があったりとか、逆に学校の方からいじめの対応で困難しているという連絡があったりすれば、お互いに普段から連絡を取り合い対応している。

高松委員

法務局が行っているいじめ問題の対策・取組についてお話する。法務局では、いじめは重大な人権問題であるという認識のもと、いじめをなくすための啓発活動と人権相談を行っている。啓発活動で代表的なものとして人権の花運動と人権教室がある。

人権の花運動は、5・6月に人権擁護委員が小学校を訪問し、花を贈呈する運動で、ほとんどの学校ですでに終了している。子どもたちが協力して花を育てることで命の尊さや優しさ、思いやりの心を育てるということを目的として行っている。

人権教室では人権擁護委員が講師となって、小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に人権に関する啓発ビデオなどを利用し、子どもたちがいじめについて考える機会を作り、思いやりの大切さを伝えるものとして行われている。

人権相談については、子どもの専用電話「こどもの人権110番」、SNS 専用相談窓口として「LINE 人権相談」、インターネット人権相談受付窓口として「こどもの人権SOS メール」を開設し、子どもをめぐる人権相談に応じている。

8月23日から29日までの7日間は、「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」として、期間中は受付時間を延長するとともに土日も相談に応じている。また、小・中学生に「SOS ミニレター」を配付し、子どもたちの悩みや困りごとに対し丁寧に返信している。事案によっては学校に状況を確認したり、直接子どもと面談したりすることもある。これらの取組によって、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっている。

次に、いじめの未然防止やいじめが発生した後の対応の際の学校・その他の機関との連携について話す。先程申し上げた人権の花運動や人権教室、人権講話、「SOS ミニレター」の配付の実施にあたっては、市町、小・中・義務教育学校にご理解とご協力をいただき、いじめの未然防止のために行っている。

いじめが発生した後の対応については、被害児童生徒、保護者からいじめの報告が法務局にされ、その相談内容に基づき人権侵害の疑いがある事案として認知した場合には、校長先生や担当の先生などに事情聴取するなどの調査を行って、事案に応じた適切な措置を講じている。このように関係機関と連携を取りながら、いじめを解決に導く取組を行っている。

西松委員

市民協働推進課における令和5年度の取組と学校との連携について5点お話しする。いま高松委員から話があったように、市民協働推進課と法務局で連携しながら法務局の事業を行っており、少し重なる部分があるが了承願いたい。下野市には人権擁護委員が9名ほどおり、各種事業に関わっている。

1点目は、人権擁護委員による学校訪問である。毎年6月と12月に学校へ訪問し、人権対策推進活動を実施している。6月の学校訪問は、毎年6月1日が「人権擁護委員の日」に当たるため、それに合わせた時期に「人権の花運動」を開催している。今年度は5月下旬から6月上旬にかけて、小学校、義務教育学校、市内5校に訪問した。人権擁護委員によるいじめなどの人権に関する講話を実施し、人権に対する理解を深めてきたところである。

12月の学校訪問は、毎年12月4日から12月10日が人権週間に当たりそこに合わせて開催する予定である。今年度は、小学校4校、中学校2校へ訪問し、同じく人権擁護委員によるいじめ防止や人権に関する話題ということで多様性のあり方などの講話を実施する予定である。学校訪問に合わせて「SOS ミニレター」や「こどもの人権110番」という相談事業の啓発も行っていきたい。これらの事業を実施する際は、事前に学校と日程調整や講話の内容を調整させていただき、学校から講話のテーマの依頼があればその希望に添って実施したいと考えている。

2点目、学校等における人権擁護委員による人権教室の開催である。こちらは学校からの申し出により開催しているが、人権教室の内容はいじめ問題を含め希望により設定できるため、人権教室開催の希望がある場合には市民協働推進課の方に申し出ていただきたい。法務局との連携事業として人権課題関連のDVDの貸出も可能であるため、こちらも希望があれば申し出いただきたい。

3点目、毎年夏休み期間中に小学生を対象にした人権に関わる絵画・書道コンクール、中学生を対象にした人権作文コンクールを実施している。栃木地区の人権擁護委員協議会の啓発事業であるが、こちらも毎年募集し入賞した作品については市役所内に掲示をして啓発に繋げている。

4点目、心配ごと・悩みごと相談の実施である。下野市では社会福祉協議会が主体となり、毎月2回下野市内のゆうゆう館を会場として相談会を実施している。民生委員、人権擁護委員、行政相談委員などの相談員が各種相談や悩みの解決に向けて支援しているが、子どものいじめ問題の相談があった場合には、保護者の承諾をいただいた上で学校等の関係機関にも繋げ、早期対応・解決に努めている。

5点目、下野市では、「人権教育・啓発推進行動計画」を策定している。各種人権問題の解消に向け施策を推進している計画であるが、今年の3月に新たに今後5年間の指針となる計画を策定した。今年度より新計画がスタートしたところであるが、計画の中には SNS やインターネットの普及によりいじめが多様化・複雑化しているこ

とを踏まえ、学校・家庭・地域と行政が連携して、いじめや虐待をはじめとした子どもに対する人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むこととしている。この計画書については、現在冊子を作成中であり、でき上がり次第、学校、関係機関に配布したいと考えている。

浅香委員

こども福祉課にはいくつか所管する機関があるが、その一つが保育園である。この保育園での対応についてお話したい。まず、いじめそのものが低年齢化していることを現場でも自覚をもち対応している。日頃から保育園では、子どもたちに「自分がやられて嫌なことはお友達にもやらない」というお約束を指導している。また、いじめ関連の絵本を使って子どもたちに周知や意識付けを行っている。

また、保育園には第三者委員会が設置され、こちらが相談窓口になっている。もし、いじめなどがあった場合には、保護者から第三者委員の方に相談があるため、この第三者委員会とこども福祉課で常に情報共有を図っている。

こども福祉課で所管する機関のもう一つが児童館や学童保育室である。学童保育室は主に児童館の建物を使用しているため、学童保育室での対応について説明したい。こちら各学童保育室で共通認識をもって対応するように指導している。具体的には、日常の子どもの姿や友達関係などを観察・把握する、小さな変化やつぶやきをキャッチし見過ごしのないように記録を共有する、変化を感じたときは遊びを通して何気ない声掛けで話を聞くようにする、保護者に変化を連絡したりお迎えの時に家での様子を聞き取ったりして保護者と情報共有を図る、学童での出来事を学校に情報共有する、というようなものである。

また、こども福祉課には家庭相談グループという虐待の対応や養育相談をはじめとした家庭相談・家庭支援に取り組むグループがある。こちらのグループでは、ネグレクトなどの家庭的要因が原因となっていじめ問題につながる子どもが多いということの日頃の相談から感じており、これは虐待や家庭内暴力を受けている子どもはいじめに巻き込まれるリスクが高いという調査結果に裏付けられている。このことから、虐待防止の啓発・周知を図ることによっていじめ防止につながると考え、オレンジリボンキャンペーンとして様々な活動を行っている。日頃の要支援家庭との面談の中で、子どもの悩みや思いをキャッチし、いじめの兆候が疑われる場合は、学校やサポートセンター、障害児相談支援センター、こぼと園などの関係機関に連絡し、情報共有を図るように努めている。

高山委員

私ども教育総務課の事務分掌は、学校施設の施設整備、各学校の情報関係機器の整備が主であり、具体的な取組を発表できず申し訳ない。情報機器の整備というところで、

GIGA スクール構想に基づき各生徒にタブレット整備をしている。その一貫として、クライアント端末にフィルタリングソフトをインストールし、子どもたちが掲示板や YouTube などの SNS アプリケーション、またはアダルトサイトや出会い系サイトなどの有害サイトへの接続ができないように制限をしている。特に、掲示板サイトについては先程から話題に上がっている SNS の問題、誹謗中傷によるいじめのきっかけになりやすいことから、引き続き閲覧できないような対応を図っていきたい。また、このタブレットは自宅に持ち帰ってもフィルタリングソフトが各家庭でも機能する。さらに、子どもたち同士を含め個人へのメール送信、LINE 等のチャットアプリケーションもインストールできない仕様になっている。引き続きこうした取組の継続と、各学校、学校教育課との協力を図りながら、少しでもいじめが起こりにくい環境の整備に努めていきたいと考えている。

石島委員

学校教育課のいじめに関係する取組として、三つお話ししたい。まず一つめは、下野市立学校におけるいじめの現状の把握である。各学校がいじめを認知した場合には、その都度学校教育課まで報告をいただき、必要に応じて指導主事による助言等を行っている。下野市では、いじめが重大化することを防ぐため、いじめがなかった場合にも毎月そのことを報告してもらい、漏れのない対応をお願いしている。

また、それ以外に定期的な調査として、市として年に 2 回、国として年に 2 回、計年 4 回のいじめ調査を行っている。いじめが、どのような内容で、どのように発見され、どのように対応しているかということを中心に定期的に把握し、その傾向を学校に返すことでいじめ問題の対応に生かしていただいている。

二つめは、児童・生徒指導担当の先生に対する研修会の実施である。それまで年に 1 回であった研修会を、令和 2 年度から、年に 2 回に増やし、いじめに関する内容も充実させている。また、研修会の中で出た情報等を各学校で共有していただいている。特にいじめを早期に発見し大きくしないため、いじめの定義やいじめを認知した際の対応方法について繰り返しお伝えしている。

三つめは、最初に事務局から説明があった「四つの大丈夫」のリーフレットの配付である。各学校からの報告にも、今回 SNS 関係やインターネット関係のいじめ事案の報告が増えてきていると話があった。今年度も学校には、7 月の初旬にリーフレットを送付し、それを活用して夏休み前に、児童生徒の実態に合わせて指導してもらおうようお願いしている。

学校教育課は、学校からのいじめの認知や対応についての相談に乗ったり、複雑な事案について一緒に解決方法を図ったりといった連携を学校としている。少しでも疑問に思うことがあれば、ご相談いただくようお願いしたい。

塩沢会長

ご意見、ご質問を伺う。

椎名委員

田中委員から、加害と思われる生徒にいじめのレッテルを貼ることでかえってこじれるといった懸念を示していただいたが、学校側としてもその点に課題を感じていた。先程の石島委員のお話にもあったとおり、市の研修会もあり、毎月学校から市教育委員会に報告ができ、その際には市教育委員会から指導・助言をいただいております。心強く感じている。

「いじめをしていたようです」といった伝え方によって事案がこじれたり、指導に困難さを感じたりする場合には、いじめ防止対策推進法でのいじめの定義が「心身の苦痛を感じている」であるため、学校も「嫌な思い」をキーワードとして、苦痛を感じていた・感じさせたという部分を保護者に報告している。したがって、必ずしも「いじめ」という言葉を使って事案を発信している訳ではなく、保護者に報告しやすい関係を作り出している。

本市では、いじめ発生から3か月を節目に1回目の解消確認を行っているが、こちらも「本人がその後嫌な思いをしていない」、保護者にもお話を聞き「その後うちの子が嫌な思いをしているとは一切聞いていません」という状況になってから初めて、いじめの解消という扱いにしている。そのため思ったよりも認知がしやすく、保護者にもつなぎやすいため心強く感じている。

塩沢会長

田中委員いかがか。

田中委員

ケース会議では具体的に何を検討されているのか、具体的な事案だと匿名になると思うがお聞かせ願いたい。

塩沢会長

基本的にはその週にあった、大きく分けて①配慮を要する子ども、特に不登校の傾向のある子の1週間の様子、家庭訪問での親御さんの様子、夕方から登校したときの様子など、②人間関係でのトラブル、SNS関係でのトラブルの事案な内容とそれに対する指導の内容等、をお互いに情報共有している。1週間で事案が終わることはないの、次の週の会議でその後の対応を追っていく。学年ごとに毎週10～20人くらいは小さな事案から大きな事案、短期的な事案から継続的な事案などが出てくる。特に、本人や親御さんからご要望があった事案についてはそれを共有し、その子に対

して授業中の声の掛け方や学校に来る時間帯、学校に来たときに最初に寄る場所、お子さんによっては授業中に指されることがプレッシャーとなって学校に来づらくなっている場合もあるので、そういったことも情報共有している。

小学校ではどうか。

齋藤副会長

小学校は、1週間の時間割に設定した時間の確保はできないので、先程述べたように、職員会議の後や週1回の打合せの後に、児童指導で困っていることを必ず共有している。その場ですぐに解決できる事案でない場合には、管理職が入ったり、担任以外の教育相談係が入ったりという形で、いろいろな職員からのアドバイスを受けながら解決策を話し合っている。私は昨年まで中学校にいたが、中学校の場合は毎週の会議の中でいろいろな事案が出るため、そこが報告会的な会議になりがちで、解決策や対応策をその会議の場を出すのは、難しいと感じていた。

塩沢会長

南河内小中学校ではどうか。

高橋（由）委員

いじめ、不登校についてのお子さんも多いが、学校に来られない理由を聞いてはつきり答えられるおさんはむしろ少なく、曖昧な理由であったり、二転三転したりする。結局、学校に来られないことの裏にどんな人間関係があるのか、いじめと結び付くようなものがあるのかを追って行って初めて見えてくるものもある。また家庭の影響もあるので、報告会の中ではやはり不登校の子が多いが、よくよく追っていくと5年以上前の友達の些細な一言が不登校のきっかけだったということもあるので、不登校の裏に隠れている人間関係やいじめのきっかけを含めて長期的に見守っていく必要があると感じている。それに加えて児童生徒から訴えがあったり、保護者から何か連絡があったりした場合には、その都度会議の中で報告をして、必要があれば方向性を話し合っている。

椎名委員

週に1回の部会であるが、先程齋藤副会長からあったように、課題は時間である。40～50分という限られた時間で、本校は各学年3クラスであるが、さらに大きな規模になった場合は会議が報告のみで終わってしまい解決策・対応策が見えてこないということが課題になっている。そのため、いじめ等の事案があった場合には校務支援システムに箇条書きで事実のみをその日のうちに必ず記録し、部会・会議の前に事前に記録を確認し理解した上で臨み、会議の場を具体的な対応についての協議の場

にすることが必要であると感じ、先生方と確認しながら行っている。

田中委員

先生たちがだいぶご負担されているといったことが分かった。

塩沢会長

本校も人数が多いため、個別の対応はやはり放課後に実施するケースが多い。そこでは報告することで問題が大きくなることを防ぎ、別の問題を起こさないようにする形式が多い。

その他、ご質問、ご意見を伺う。

それでは、(3) いじめ問題対策についての意見交換に移りたい。

今、いくつかご意見が出たが、各学校・関係機関・団体の発表を受けて、改めてお考えやお聞きになりたいこと、また次回協議したい内容の提案、その他いじめ問題対策についてのご意見を伺う。

田中委員

1点だけよろしいか。このいじめ連絡対策協議会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づいて条例で設置されていると思う。各機関の連携を考えた場合に、基本的に学校との関係が1対1になるということで、各機関の横の連携を組むような対応をしている事例や今後どういったかたちで横の連携をしていくのか紹介していただきたい。今日でなくても結構なので、次回でも事務局の方で検討していただければ。おそらくいじめ連絡対策協議会に来ているにしても、学校とは1対1の話になってしまうのではないかということで、この連絡会の意義というものをどこに求めているかという面もあると感じている。

塩沢会長

事務局には検討をお願いする。その他いかがか。

大塚委員

保護者の立場から見て、いじめの未然防止や早期発見・対処に至るまでの鍵を担っているのは学校の先生方であるというイメージを持っている。しかし、昨今の教員不足や先生方の忙しい様子を考えると、どこまで相談してよいか悩ましい所がある。また、先生方は生徒に教科を教えるという点では教育のトレーニングを受けていると思うが、生徒のメンタルケアやいじめに介入するといったトレーニングを受けているのか、私も教育業界の専門でないので分からないところがある。そのため、どこかで専門家の方の力を借りることが非常に重要であると思っている。

次に、アンケートで問題があった生徒をスクールカウンセラーにつなぐというお話があったと思うが、スクールカウンセラーにアクセスするために担任の先生に予約をとるというフローがあると聞いた。そうすると、自分があまり口外したくないことを先生に知られてしまう、それによって SOS を出すまでのハードルが高くなると思う。たとえば企業では、コンプライアンス違反があった場合に直接窓口で相談ややり取りができ、直接訴えることができる。そのように直接自分の意見を言える場所があると相談のハードルを低く感じてくれる生徒もいるのではないかと思う。

質問をまとめると、1点は先生達の専門的なサポートが必要ではないかという点、もう1点はスクールカウンセラーへのアクセス方法の対策について、お考えや取組を教えていただきたい。

忙しい中でこちらも相談しづらいというところと、先生方のご負担が大きいという思いが保護者としては出てきているので、そういった所で先生自体のサポートができているのかというところを教えていただきたい。

塩沢会長

1点目の先生のサポート体制についてお話しする。

本校では、第一にどんなことでも保護者から相談いただきたいと考えている。もし、いじめに関わるような事例の場合には、校内でも管理職と生徒指導主事とチームを組んで、生徒指導委員会の中で話し、市教育委員会にも相談する。場合によってはサポートセンターや市の教育支援センターの方からアドバイスをもらうこともある。

椎名委員はどうか。

椎名委員

特に2点目の SOS のところで、アンケートや教育相談、生活ノートといった発信しやすいものもあるということはアピールしている。しかし、どうしても先生には知られたくないという場合への現状の取組としては、『ちょっと相談ボックス』の設置がある。いろいろな場所にある用紙に悩みを書いてボックスに入れると、教育相談担当の教員のみが確認し、担任の先生に知られずに SOS を出すことができる。

もう一つはこの夏に国から文書が出た1人1台端末を使つての SOS 発信である。タブレットからの SOS 発信は匿名性があり、子どもたちも相談しやすいツールになるのではないかと、私たち生徒指導部も未然防止や早期発見の新しいツールの一つとして期待している。

事務局（佐々木）

椎名委員からお話があった、1人1台端末を利用した相談体制について補足説明する。国が文書を出したのが7月10日、その通知が県教育委員会を通じて下野市に来

て、各学校にお届けしたのが夏季休業の直前であったので、今回の夏季休業からこの相談体制を活用することができる学校はないと思う。できるだけ早く何かしらできればと思うが、大塚委員がご心配してくださっているように、この相談体制は先生の負担を増すものであるとも考えている。というのは、先生方はいつどんな時に生徒から連絡が来るか分からないため、常に気を張っていなければならないからである。たとえば、お盆の期間、お休み中に SOS の連絡が入れば当然に対応する必要があり、先生方は片時も休まらないこととなる、といった懸念が考えられる。相談体制については改めて考える必要があるため、今回は国から 1 人 1 台端末をこのように使うこともできるという例示が出たと考え、今後の対応については市で検討するため、すぐにご対応できない部分もあるが、ご理解とご協力を願いたい。

大塚委員

SOS の出しやすさは結構大事なのかなと。

椎名委員

大事であると感じている。

塩沢会長

その他ご質問、ご意見を伺う。

石島委員

塩沢会長のお話につけ足しとして、子どもたちが何気なく持ち帰る相談ダイヤル、様々な団体が行っているが、こちらの方が匿名性高く相談ができる。たとえば、下都賀教育事務所の相談ダイヤルに入った情報でも必要な情報は、市の教育委員会に連絡が入り、対象について思い当たる情報を再度教育事務所に戻すということもしている。そこが一つ横の連携になっているとも思っている。

塩沢会長

その他ご質問、ご意見を伺う。

先程、田中委員から協議会の意義や横の連携についてという話があったが、それ以外に次回の協議内容の提案はないか。

相談ダイヤル、下都賀教育事務所の連絡が入るといった話があったが、何かご意見はあるか。

青木委員

こちらの相談ダイヤルのリーフレットはすでに各学校の児童生徒に配付している。

もちろん相談者に、関係市町の教育委員会経由で学校にお伝えしてもよろしいかどうか許可を取った上で、本人がそれを望まない場合には本人の気持ちを尊重するが、せっかく発信してくれたものは丁寧に対応し、横の連携という意味でも事務局が何かお役に立てればと思っている。

塩沢会長

他になければ、また事務局を通じてご質問やご意見をいただきたい。

本日は皆様の発表、協議によって、学校といじめ問題対策の関係機関、団体がどのように取り組んでいるか、学校とそれぞれの団体・機関がどのように連携できるのかについて貴重な情報を共有することができたことに感謝している。

さきほど田中委員からあったように、関係機関・団体の横の連携、さらには協議会の意義を明確にするために、次回協議できればよいと考えている。